

函館市企業局デザイン検討会設置要綱

(目的)

第1条 軌道事業において使用する印刷物や電車停留場標示物（以下「軌道事業に係る印刷物等」という。）について、魅力的なデザインを考案し、またデザインの統一性を確保することを目的として、函館市企業局デザイン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 軌道事業に係る印刷物等のデザインに関する事項
- (2) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、交通部次長、安全管理課長、施設課長、安全管理課事業管理担当主査、施設課線路担当主査、施設課電路担当主査、施設課車両担当主査をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、交通部次長をもって充てる。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、検討会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、デザイン、色彩等に関し専門的知識を有する者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、交通部安全管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。